

報告第 18 号

令和 5 年度小田原市病院事業会計予算 繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、
小田原市病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

小田原市長 加藤 憲一

令和 5 年 度 小 田 原 市 病 院

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	超音波診断装置取得事業	4,994,000		4,994,000
計			4,994,000		4,994,000

事業会計予算繰越計算書

(単位 円)

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	損益勘定留保資金等			
	4,994,000			本事業は、超音波診断装置の購入ですが、部品の調達に不測の日数を要したため、年度内の納入が不可能になったものであります。
	4,994,000			

建設改良費

事業名 超音波診断装置取得事業

科目	節	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額
(款) 1 資本的支出 (項) 1 建設改良費 (目) 2 固定資産購入費	機械器具購入費	4,994,000		4,994,000
計		4,994,000		4,994,000

資 料

繰 越 調 書

(単位 円)

財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要する たな卸資産の購入限度額
企 業 債	損益勘定留保資金等		
	4,994,000		
	4,994,000		